

相談窓口

日日時・期間 場所 対象 定員 費用・料金
 申込・提出・応募 問い合わせ メール

市民相談コーナー

専門相談(予約制)

- ・法律相談(弁護士) 月曜日(祝日を除く) 9:00~12:00/13:00~16:00
 火曜日(祝日を除く) 9:00~12:00
 木曜日(祝日を除く) 13:00~16:00
 第2金曜日(祝日を除く) 13:00~16:00
- ・女性法律相談(弁護士).....第1・第3火曜日 13:00~16:00
- ・ファミリー相談(家事問題カウンセラー).....第2・第4火曜日 13:30~16:00
- ・公正証書・遺言相談(公証人).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
- ・登記相談(司法書士).....第2・第4水曜日 13:30~16:00
- ・税務相談(税理士).....第3・第5金曜日 13:30~16:00
- ・労務年金相談(社会保険労務士).....第2・第4火曜日 13:30~16:00
- ・不動産相談(宅地建物取引士).....第2・第4水曜日 13:30~16:00
- ・不動産相談(不動産鑑定士).....第3金曜日 9:30~12:00
- ・中高層建築物等相談(弁護士).....木曜日 9:00~12:00
- ・交通事故相談(弁護士).....木曜日 9:00~12:00
- ・許可申請書等作成相談(行政書士).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
- ・外国人市民相談(行政書士).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
- ・多重債務相談(弁護士).....第4金曜日 13:00~16:00
- ・土地の測量・境界相談(土地家屋調査士).....第4木曜日 9:30~12:00

※各種相談は都合により曜日の変更になる場合があります。

申問 市民相談室 ☎048-259-9037・048-259-9038

消費生活相談(消費生活相談員) 開庁日の9:30~12:00/13:00~16:00

場 消費生活相談コーナー(本庁舎1階) ☎048-258-1241
 (土・日曜、祝日の10:00~12:00/13:00~16:00は国民生活センター
 消費者ホットライン ☎188(いやや))

特設相談コーナー

- 人権相談(人権擁護委員) 1/19(火) 13:00~15:00 本庁舎市民相談コーナー
 2/ 9(火) 10:00~14:30 第2庁舎地下会議室
- 行政相談(行政相談委員) 1/12(火)・2/2(火) 13:00~15:30 本庁舎市民相談コーナー
- 法律相談(弁護士) 1/20(水) 9:00~12:00 鳩ヶ谷支所(予約制)
 申問 市民相談室 ☎048-259-9037・048-259-9038

子ども家庭・教育相談コーナー

家庭児童相談室(子育て相談課内) 子育てに関する悩み全般

日 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
 (家庭児童相談員による相談は9:30~16:30)
 ☎048-259-9005・048-257-3330

発達相談(子育て相談課内) 発達が気になる、言葉が遅いなど

日 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
 ☎048-259-9048

子ども家庭相談室 育児相談・子どものしつけなど

日 土曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30~16:30
 場 南平子ども家庭相談室(南平児童センター内) ☎048-225-6848
 芝子ども家庭相談室(芝児童センター内) ☎048-268-7675
 戸塚子ども家庭相談室(戸塚児童センター内) ☎048-294-7300

児童虐待の相談 「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたら、ご自身が 出逢や子育てに悩んだときは相談してください。

- ・家庭児童相談室(子育て相談課内) ☎048-259-9005・048-257-3330
 日 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
 (上記の日時以外で緊急のときは市役所代表 ☎048-258-1110)
- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちばやく)
 (児童相談所開所時間以外は、留守番電話になります。)
- ・埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154
 日 月~金曜日 18:15~8:30 土・日曜、祝日は24時間対応

子ども教育相談

学習や友人関係の悩みや不登校、いじめなど教育全般にかかわる相談
 日 10:00~12:00(祝日、休館日を除く)

場 月曜日...戸塚支所会議室
 火曜日...鳩ヶ谷庁舎3階保健センター鳩ヶ谷分室
 水曜日...新郷支所小会議室・芝支所面談室
 木曜日...南平文化会館練習室3号

問 教育研究所芝園分室 ☎048-267-8208 担当...教育相談員

いじめ相談テレフォン

いじめで悩む児童・生徒・保護者の相談
 日 月~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00
 ☎・FAX 048-264-1510 担当...指導課

いじめ相談メール

いじめで悩む市立小・中・高の児童・生徒・その保護者の相談
 ☐ ijimesoudan@city.kawaguchi.lg.jp
 メールには①氏名②住所③児童生徒の在籍校名と学年を記載ください。
 担当...指導課

外国人生活相談(日本語、中国語、英語、タガログ語、韓国語)

市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内
 日 中国語・英語...火~土曜日、タガログ語...火曜日、韓国語...水曜日
 10:00~12:00/13:00~17:00(祝日を除く)
 ※相談員不在時は受け付けできません。
 問 かわぐち市民パートナーズステーション ☎048-227-7607

高齢者相談コーナー

認知症高齢者相談

日 月~金曜日(休日・年末年始を除く) 9:00~17:00
 ☎048-258-1476 担当...川口市認知症高齢者相談所

健康生きがいづくりアドバイザーによる生きがい相談

高齢者の健康や、生きがいづくりの相談
 対 60歳以上の市民のかた
 場 市内10カ所のたたら荘、鳩ヶ谷福祉センター(は~とふる鳩ヶ谷)
 ¥ 無料(ただし、施設の利用料100円が必要)
 日 月2回程度(施設により異なります)お問い合わせください
 問 長寿支援課 ☎048-259-7651

中小企業相談コーナー

川口市中小企業融資相談

低利(0.8~1.6%)で長期返済可能な市の制度融資に関する相談
 場 経済総務課 ☎048-258-1647

中小企業経営診断(予約制)

中小企業診断士が事業所で経営の相談をお受けします。
 申問 経済総務課 ☎048-258-1647

埼玉県よろず支援拠点in川口(予約制)

経営上のあらゆる問題に対する相談を行う出張相談窓口
 日 第4木曜日 10:00~16:00
 場 川口若者ゆめワーク1階セミナールーム(川口3-2-2)
 申問 埼玉県よろず支援拠点事務局 ☎0120-973-248



そのほかの相談コーナー

ボランティアに関する相談

日 火~金曜日 9:30~18:30 土曜日 9:30~17:30
 日曜日 9:30~17:00

場 かわぐち市民パートナーズステーション内(休所日:月曜日・祝日)
 かわぐちボランティアセンター ☎048-227-7640

無料建築相談(予約制)

日 場 1/14(木) 14:00~16:00 鳩ヶ谷庁舎1階ロビー
 1/21(木) 10:00~15:00 リリア(防災フェア内)
 1/28(木) 14:00~16:00 芝支所1階ロビー
 ※1回の相談は50分程度

申問 住宅政策課 ☎048-242-6326

マンション管理相談(マンション管理士)(予約制・無料)

分譲マンションの管理費や修繕積立金など、運営全般に関する相談
 日 場 1/22(金) 13:00~16:00 西公民館3階ミーティング室
 対 市内マンション管理組合など ※1回の相談は50分程度
 申問 住宅政策課 ☎048-242-6326

女性のための悩みごと電話相談(女性カウンセラー)DV・セクハラなど

日 第2・第4水曜日(祝日の場合は翌日) 13:00~15:00
 フリーダイヤル ☎0120-532-317 ※相談日時のみ通話可
 担当...かわぐち市民パートナーズステーション 男女共同参画担当

司法書士による夜間無料法律相談(予約制)

相続・遺言・貸金返還・損害賠償・多重債務など
 日 1/20(水)、2/3(水) 18:00~20:30
 (原則第1・第3水曜日、相談者1組30分程度、10組まで)

場 かわぐち市民パートナーズステーション
 申 予約専用 ☎080-6743-0100(埼玉司法書士会川口支部)

発明・商標無料相談会(予約制)

特許・実用新案・意匠・商標の出願方法など、知的財産に関する相談
 日 2/5(金) 10:00~12:00/13:00~16:00 ※相談は1件1時間程度
 場 リリア11階 小会議室2号
 相談員...弁理士 細井 貞行 氏(英知国際特許事務所)
 申問 川口産業振興公社 ☎048-263-1110

海外取引無料相談

対 市内中小企業や個人事業のかた
 日 水曜日 9:00~12:00
 場 川口産業振興公社 ☎048-263-1110

起業個別相談会(予約制)

日 1/22(金) 9:00~12:00 ※1人最大90分間
 場 川口産業振興公社
 申問 産業振興課 ☎048-259-9019



不要品登録

家庭内にある不要品を電話で市へ登録し、それを希望者に
 紹介します。品物は無償でお譲りいただけるものに限ります。
 登録期間は約3カ月です。
 掲載品は差し上げるかたがお持ちです。品物は当事者間
 での引き渡しとなります。
 (生活必需品を優先します。なお、アナログテレビは取り
 扱いません。12月7日時点での登録状況です。)

ゆずってください

鉄道玩具用レール、ダブルベッド、リクライニング付き車いす、
 マッサージチェア、ダイニングテーブルセット、テーブル、パソコン用
 テーブル、たんす、子ども用バイオリン、アコースティックギター、
 ペットカート、スノーボード、百科事典、テレビ、足踏みシンジ、電動
 ミシン、コンピューターミシン、電子レンジ、オーブンレンジ、ホー
 ムベーカリー、年賀状プリンター、ワープロ、ノートパソコン

問 経済総務課 ☎048-259-9025

さしあげます

植木鉢

